

くらしのブンカサイ in いこま 2024 企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒市では、約 20 年間開催してきた「環境フェスティバル」を継承・発展する形で、いこま SDGs アクションネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会員の協力を得て、企画・運営する『くらしのブンカサイ in いこま 2024』を、昨年度に引き続き開催する。当事業の主な目的は、ネットワークのパートナーシップで持続可能なまちづくりを実現するプロジェクトの一環として、事業者・団体・市民をはじめとする多様な主体が、SDGs を身近な自分事として体感することを通じて、本市の未来のために今からできる SDGs アクションのきっかけにすることとする。

また、今年度は、生駒市国際化基本指針に基づく多文化共生推進事業の一環として、地域の人々が多様な文化を通して互いに理解を深めることを目的とした国際交流イベントとして同時に開催される「いこま国際 Friendship フェスタ」や 2025 年に開催される大阪・関西万博 2025 の開催を見据え、これまで継承・発展してきた取組に加え、国際的な視点を組み合わせたイベントとする。

(2) 業務名

くらしのブンカサイ in いこま 2024 企画運営業務委託

(3) 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和 6 年 11 月 30 日

2. 業務に要する費用（予定価格）

2,447,500 円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法

人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 令和元年度から令和5年度の5年間において、催事・公演・イベント等の企画・運営業務委託を、国や地方公共団体からの受託実績が1件以上あること。なお、現在業務履行中の場合であっても、受託実績に含むものとする。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限:令和6年6月3日(月)12:00まで(必着)

(2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日:令和6年6月10日(月)

(4) 回答方法:市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア〜カは原本1部と副本9部、キ〜コは原本1部(ク及びケは写し可)。なお、本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、キ〜コを省略することができる。

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

…業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(媒体は不問)を各1部提出すること。

ただし、事業概要がわかるURLがあれば、その記載で提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表(任意様式)

…本業務の実施体制図(社内外のバックアップ体制も含む)と、本業務の担当者(統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者など)のプロフィール、及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿。

エ 再委託調書(様式5)

…再委託する場合のみ

オ 企画提案書(任意様式)

…別紙「企画提案書等作成要領」参照

カ 参考見積書(任意様式)

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。

キ 印鑑証明書(提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:原本)

ク 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可)

…その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可)

…法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2

コ 誓約書(様式6)

(2) 提出期限等

① 提出期限:令和6年6月17日(月)17時00分まで(必着)

② 提出場所:生駒市役所地域活力創生部 SDGs 推進課

③ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7(1)~(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

…実施日:令和6年6月21日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

…実施日:令和6年6月25日(火)予定(第1次審査省略の場合、令和年6月21日(金)予定)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみに、第2次審査の日程等を電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電子メールで通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実施体制 10点/120点

	評価の着眼点	判定基準	配点
①業務実績	類似業務の実績(実績件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。(2点/件)	10

※類似業務とは・・・催事・公演・イベント等の企画・運營業務委託を、国や地方公共団体からの受託実績を類似業務とみなす。なお、国や地方公共団体からの同一業務の受託実績については複数回受託している場合でも、実績件数は1件として記載するものとする。

(2) 参考見積書 10点/120点

(3) 企画提案内容 100点/120点

評価項目	審査項目	評価基準	配点
③企画提案内容	プログラム①	・本業務の趣旨・目的を把握し、多くのファミリー層の来場が期待できるプログラムが提案されているか。 ・楽しみながらSDGsを身近な自分事として体感できる内容になっているか。	20
	プログラム②	・同時開催されるいこま国際 Friendship フェスタの目的を踏まえた企画を提案されているか。	10
	プログラム③	近鉄百貨店生駒店6階イベントスペース「i スクエア」を効果的に活用できる企画を提案されているか。	10
	実行委員会	・いこまSDGsアクションネットワークの会員や市民等が、企画運営に参画できる実施体制の構築方法が提案されているか。	20
	広報宣伝	・より多くの集客が期待できる方法か。 ・広報物の作成スケジュールや広報・プロモーションの実施時期は適切か。	20
	イベント運営	・イベント前日の設営作業から当日の撤去作業に至る人員体制が明確に示されているか。 ・業務の開始から完了報告まで、運営管理や関係者との連絡調整を確実に遂行できる体制となっているか。	10
	追加提案	・仕様書に記載しているもの以外に、本業務の目的を達成するための有効な手段・方法について、積極的かつ効果的な提案内容があるか。	10

8. 日程

公示	令和6年5月27日(月)
質問受付締切	令和6年6月3日(月)12:00まで
質問回答	令和6年6月10日(月)
企画提案書等提出期限	令和6年6月17日(月)17時まで
第1次審査	令和6年6月21日(金)(予定)
第2次審査	令和6年6月25日(火)(予定)※
結果通知	令和6年6月下旬(予定)
契約締結	令和6年6月下旬(予定)
業務開始	令和6年6月下旬(予定)

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は令和6年6月21日(金)に実施予定。

また、それ以降の日程も同様に繰り上げ予定。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所地域活力創生部 SDGs推進課（担当：山本）

住所：奈良県生駒市東新町8-38

TEL:0743-74-1111（内線）2110

Email: eco-model@city.ikoma.lg.jp